

救急車の出動を依頼する時

要約筆記者の派遣が依頼できるようになります

(平成 29 年 10 月 1 日～)

○「手話通訳が必要」「要約筆記者が必要」という文を入れて緊急通報(FAX・メール)すると、救急車で運ばれた先の病院(原則名古屋市内及び名古屋近郊)に手話通訳者・要約筆記者が派遣されます。

記入例

緊急通報(FAX)の場合
[緊急通報用紙]

緊急通報(メール)の場合
[メール 119(メール画面)]

消防ファックス番号 119 か 953-4119

緊急通報用紙
きゅう きゅう
救急です。

(どうしましたか) 急病 けが やけど

○ 名前 聴言 太郎

○ 住所 中村 区 中村町 7-84-1

○ あなたのファックス番号 413-5853

○ あなたのかかりつけの医者と持病 〇× 病院 持病 高血圧

必ず書いてね!

あなたの家に行く目印(めあて) 福祉中学校の西側約10メートル

手話通訳・要約筆記者が必要ですか?

手話通訳が必要 要約筆記者が必要 いいえ(いらない)

○印のところは、あらかじめ書いておいてください。
転居などで変更があったら書き直しておきましょう。

消防ファックス番号 119 か 953-4119

〇〇〇@〇〇〇

救急

聴言 太郎
中村区中村町 7-84-1
名身荘1棟101号
福祉中学校西側

激しい腹痛
要約筆記者が必要

必ず書いてね!

※緊急通報(メール)を利用するには、事前登録が必要です。

※緊急通報用FAX用紙のダウンロード、メール119については、以下のサイトをご覧ください。

名古屋市ホームページ <http://www.city.nagoya.jp> →暮らしの情報→消防・防災・危機管理→消防→緊急時の連絡

・FAX用紙のダウンロードは「ファックスでの緊急通報」(FAX用紙は聴言センターにもあります)

・メール119については「電子メールによる緊急通報「メール119」」

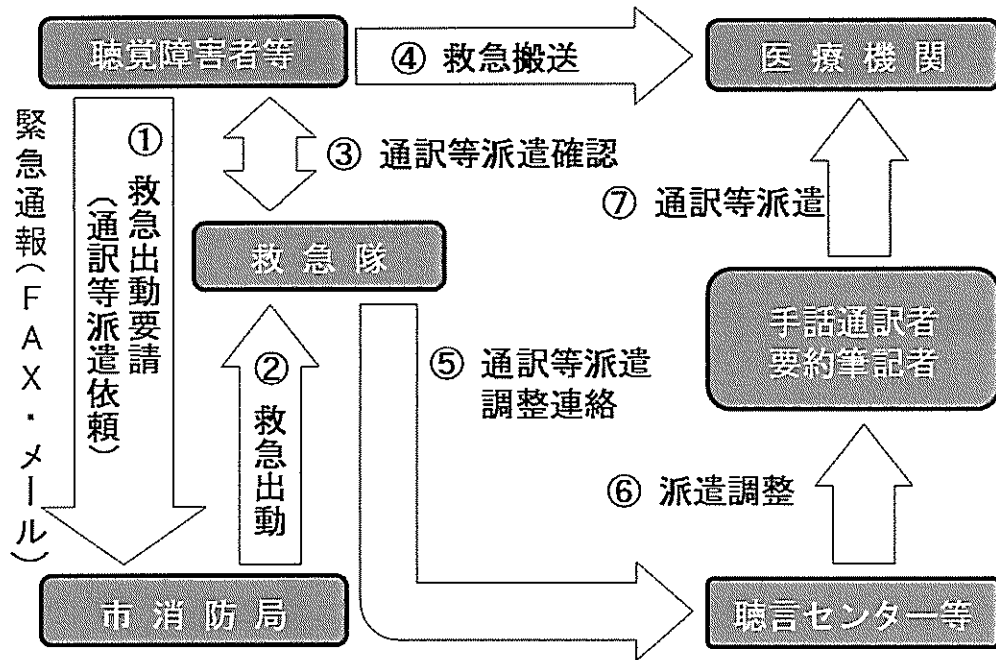
※この用紙を使わなくても通報できます。※家族、友人等からの電話(119番)による派遣依頼も受付します。

⚠ 注意!

※FAXの「緊急通報用紙」の「手話通訳が必要」「要約筆記者が必要」に○をつけなかったり、「メール119」に「手話通訳が必要」「要約筆記者が必要」と書かなかったときは、手話通訳者、要約筆記者は派遣されません。

※手話通訳者、要約筆記者を調整するのに時間がかかり、間に合わない場合があります。また、派遣を依頼しても、手話通訳者、要約筆記者が見つからなかった場合など、派遣できないこともあります。

【手話通訳者・要約筆記者派遣の流れ】



① 救急出動要請(手話通訳者・要約筆記者派遣依頼)

消防局に、救急車の出動と手話通訳者又は要約筆記者の派遣を緊急通報(FAX・メール)で行います。

② 救急出動

救急車が依頼人のところに向かいます。

③ 手話通訳者・要約筆記者派遣確認

救急車が着いたら、救急隊員が、緊急通報(FAX・メール)の内容(氏名、症状、通訳が必要かどうか)の確認をします。

※救急隊員は手話できません。申請者とその場でコミュニケーションが取れない場合は、緊急通報(FAX・メール)で送った内容で対応します。

④ 救急搬送

救急車で病院に運ばれます。

⑤ 通訳派遣調整連絡

救急隊が、聴言センター(閉館している時間帯は、聴言センターが契約した別の業者)に手話通訳者・要約筆記者の派遣調整を連絡します。

⑥ 派遣調整

聴言センター(閉館している時間帯は、聴言センターが契約した別の業者)が派遣調整をします。

⑦ 手話通訳者・要約筆記者派遣

搬送先の病院に手話通訳者・要約筆記者が到着し、手話通訳・要約筆記を行います。

※派遣者を調整するのに時間がかかり、治療等が先に済んでしまい、手話通訳・要約筆記が間に合わない場合があります。

※手話通訳者・要約筆記者が到着する前に治療等が済んだ場合、先にご帰宅ください。

(手話通訳者・要約筆記者を待つ必要はありません。)

<問い合わせ先>

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 FAX: 951-3999 TEL: 972-2587

メール: a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp 受付時間: 月～金 9:00～17:00

名身連聴覚言語障害者情報文化センター(名身連聴言センター)

FAX: 413-5853 TEL: 413-5885 メール: chogen@meishinren.or.jp

受付時間: 月・木・金 9:00～20:30

火・土・日・祝日 9:00～16:30 ※水曜日休館